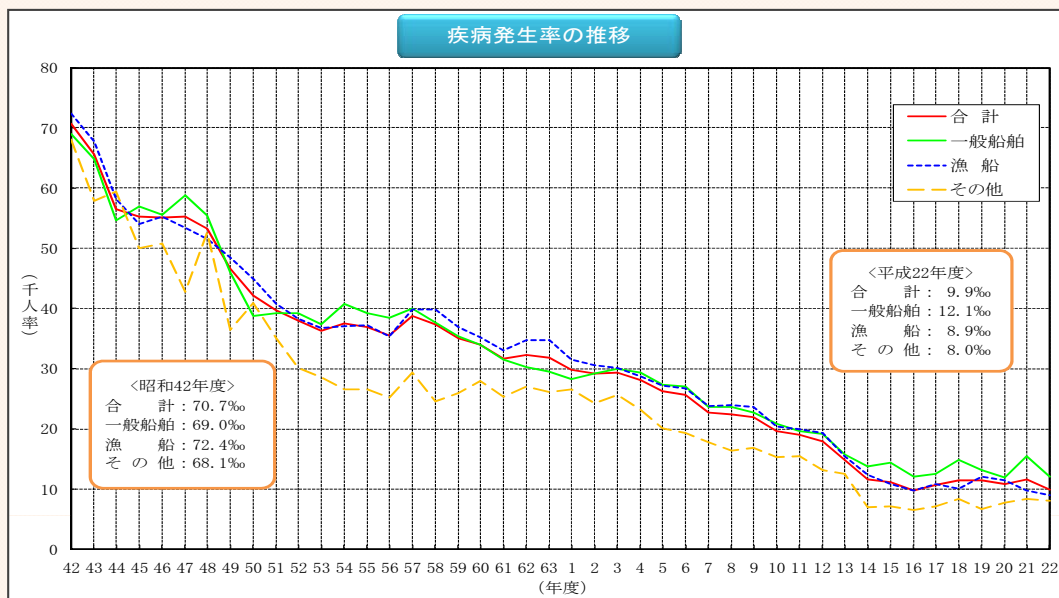
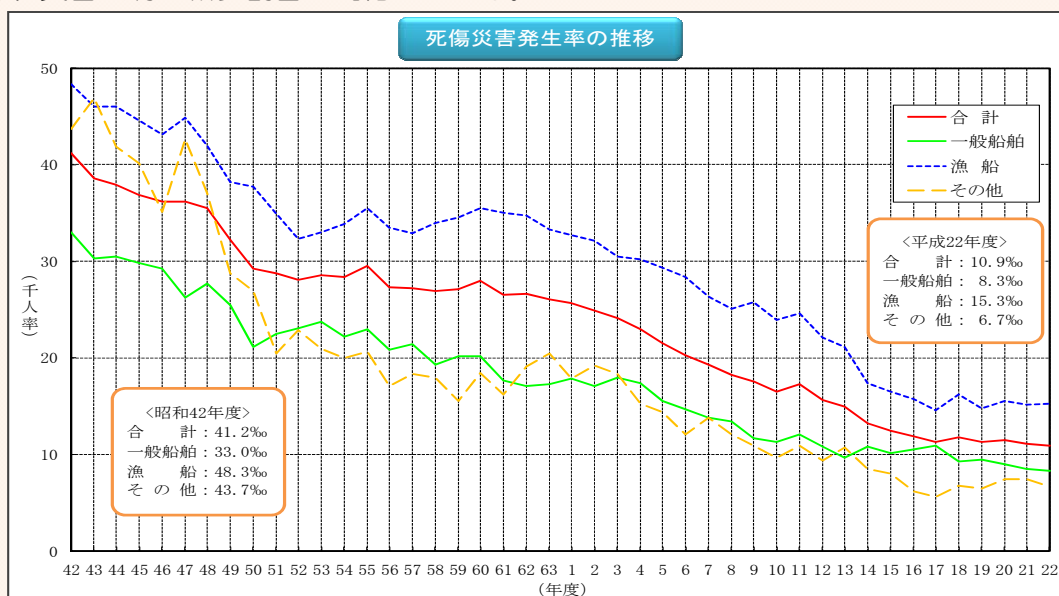


## 第10次船員災害防止基本計画の概要

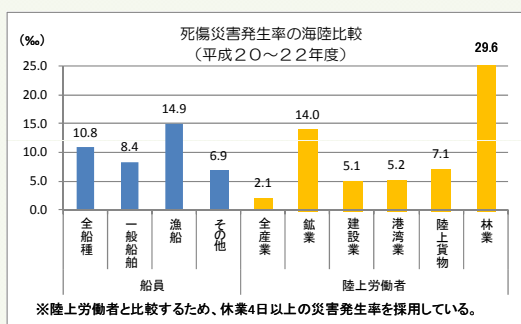
○第10次基本計画は、第1次基本計画（昭和43年）が策定されてから約半世紀が経過し、一つの大きな節目となることから、**改めて初心に立ち返り、取組の効果的かつ一層の推進を図ることとする。**

## 船員災害の現状①

○近年、災害疾病の減少割合が鈍化している。



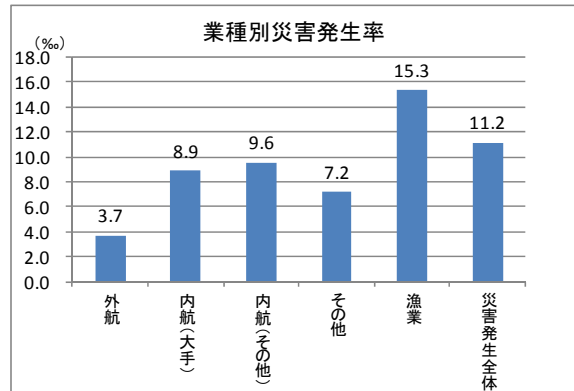
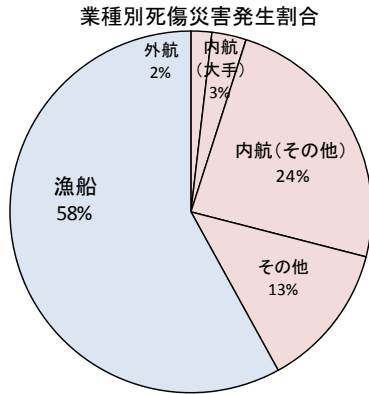
○船員の労働災害の発生率は、陸上の約5倍



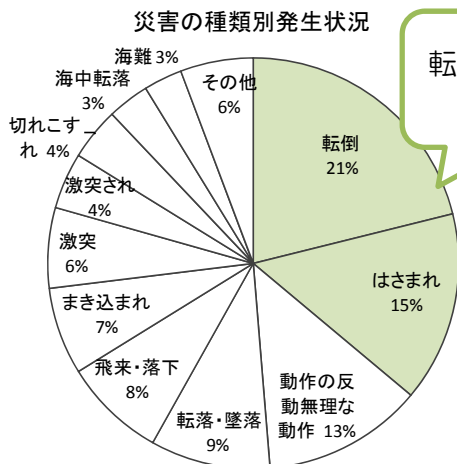
## 船員災害の現状②

(平成20~22年度船員災害疾病発生状況報告)

### 1. 死傷災害発生件数の58%が漁船。発生率も15.3%と高い。

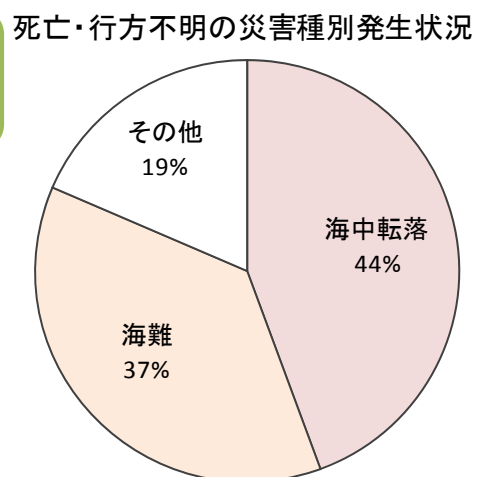


### 2. 死傷災害のうち、36%を「転倒」「はさまれ」が占める。

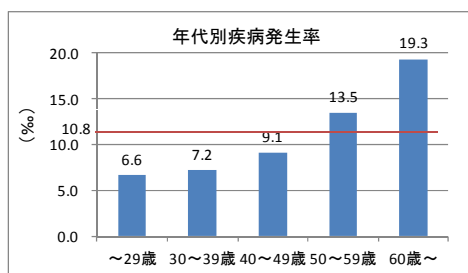
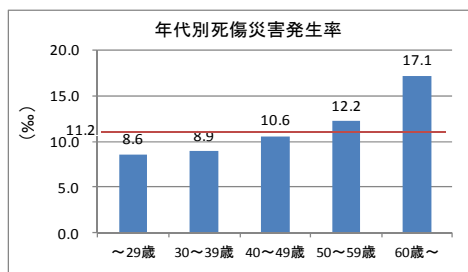


転倒・はさまれ  
36%

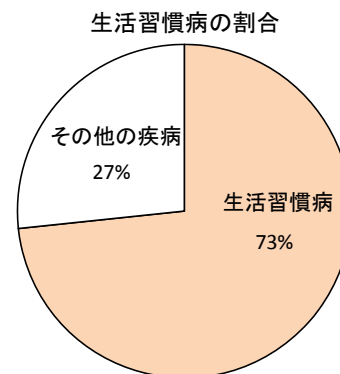
### 3. 死亡・行方不明の44%を海中転落が、37%を海難が占める。



### 4. 高齢船員（50歳以上）の死傷災害・疾病ともに高い発生率を示す。



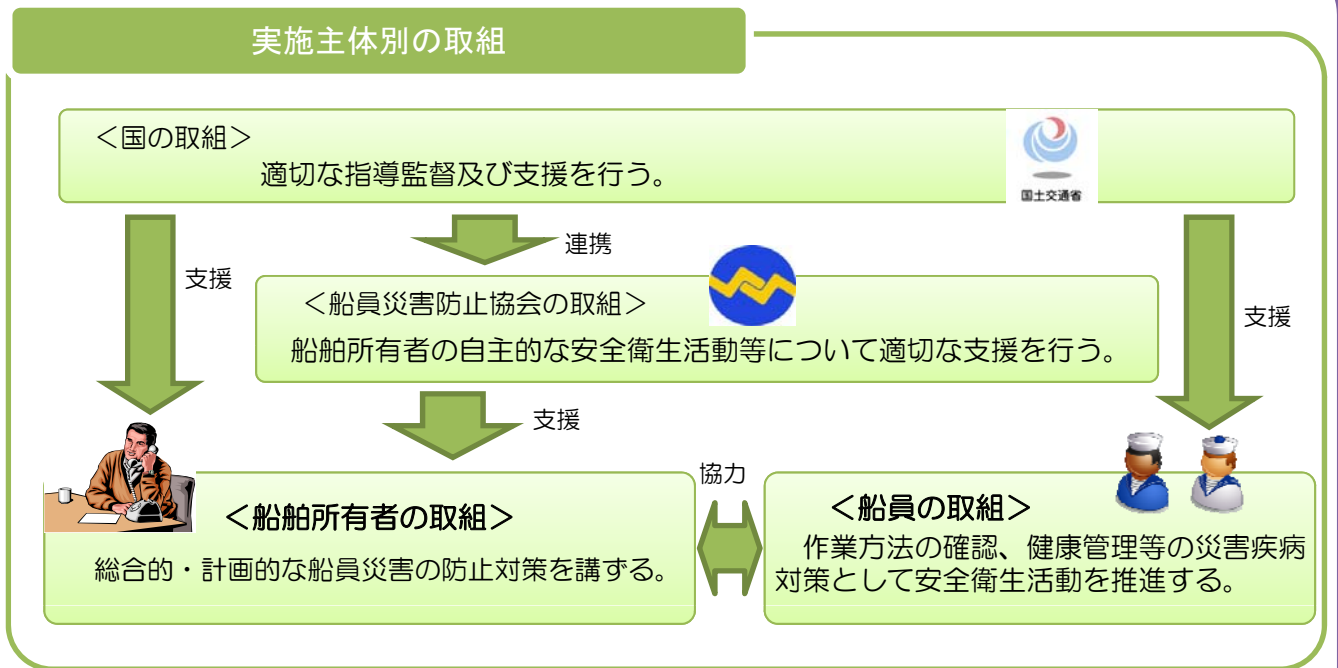
### 5. 疾病による死亡の約73%を生活習慣病が占める。



※生活習慣病：  
消化器系（肝硬変等）、新生物（癌）、  
循環器系（動脈硬化等）、糖尿病

## 船員災害防止のための対策

### 実施主体別の取組



### 主要な対策の推進

#### ①作業時を中心とした死傷災害防止対策

船舶所有者は作業環境の改善等を、船員は作業時の安全確認の遵守等を行う。

#### ②海中転落・海難による死亡災害防止対策

救命胴衣の確実な着用等に努める。

#### ③漁船における死傷災害対策

荒天時の作業中止等、安全な操業に努める。

#### ④年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策

高齢化による心身機能の変化等を踏まえた作業環境とする。

#### ⑤生活習慣病等の疾病防止対策

疾病の予防対策の実施や、健康意識の向上を図る。

#### ⑥その他の安全衛生対策

船員の10%程度を占める外国人船員への対策を図る。  
海上労働条約の国内法化に基づく取組の推進を図る。

## 計画の目標

第9次基本計画期間の平均値（見込み）に対し、第10次基本計画期間の平均値を次のとおり減少させるものとする。

あわせて、死亡・行方不明の発生人数の削減に関する目標を別途、設定する。

### 死傷災害

一般船舶：11%減  
漁船：15%減  
全体：13%減

### 疾病

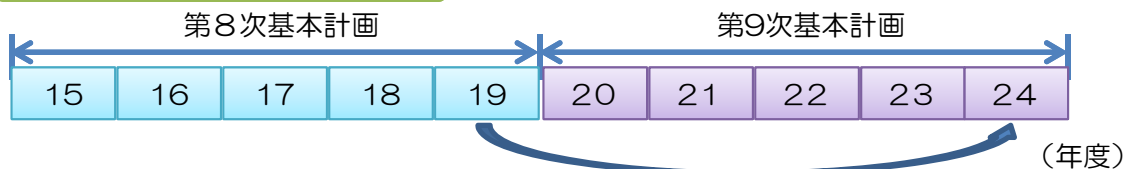
一般船舶：12%減  
漁船：5%減  
全体：10%減



また、船員災害による死亡・行方不明について発生人数を2割減少させるものとする。

## 減少目標の考え方

### 第9次基本計画まで

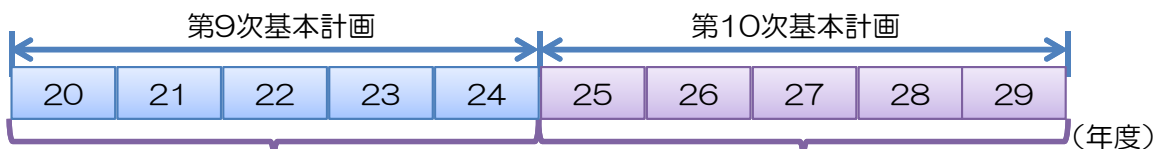


計画期間最終年度を比較して  
〇〇%減少させる。

○ 点と点の比較となり、当該年度に特殊事情（インフルエンザの流行・大規模海難の発生等）による数字の増減があると、傾向が正確に反映されないおそれがある。

○ 期間の途中の増減については、期間最終年度に影響がなければ、反映されない。

### 第10次基本計画



第9次計画期間の  
災害疾病発生率

第10次計画期間の  
災害疾病発生率

期間中の値を比較して  
〇〇%減少させる。

$$\text{※期間中の災害発生率 (\%) = } \frac{\text{毎年の災害発生数の平均}}{\text{毎年の船員数の平均}} \times 1,000$$

○ 期間と期間の比較となり、各年度の特事情による増減を緩和し、傾向をより正確に反映しやすくなる。

○ 基本計画期間中の実績についても、毎年度作成する実施計画に反映できるようになる。

## <参考>

# 第10次基本計画期間の新規取組案

### ○ライフジャケット着用推進員制度（仮称）の創設

船内や会社、漁協などでライフジャケットの着用指導等の安全指導を行う者を「ライフジャケット着用推進員」（仮称）として国又は団体が委嘱し、日常的に港や船内での声掛け・指導や、漁業無線での呼びかけ等現場レベルでのライフジャケット着用の促進等に係る取組を依頼する。

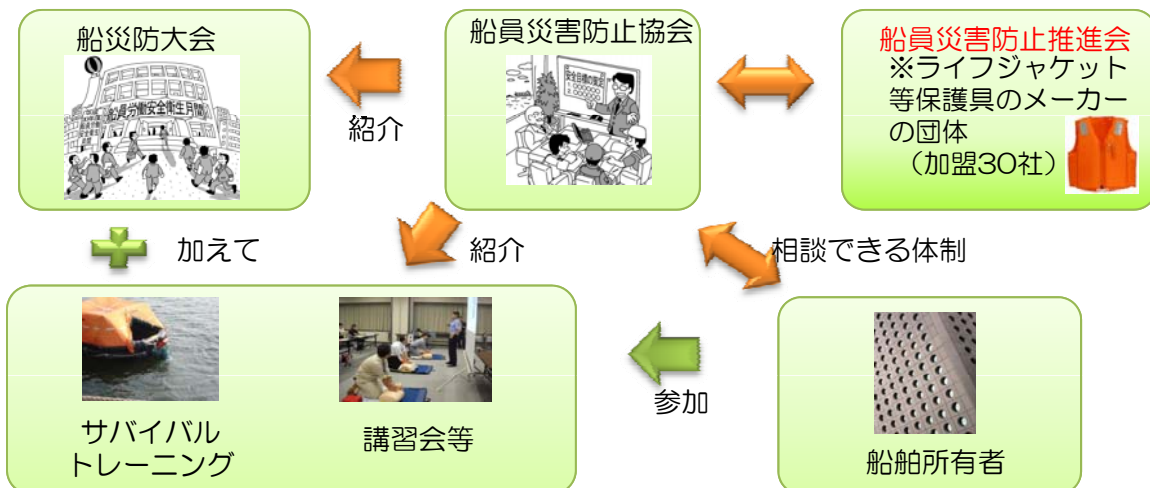
また、併せて一定期間着実な活動をした推進員を表彰することも検討する。

なお、推進員については、漁撈長・漁協役員等の船内や会社、漁協等で一定の職務経験があるものを想定



### ○漁種・作業形態に応じた適切なライフジャケット等保護具の紹介及び相談体制の構築

漁種・作業形態に応じた適切なライフジャケット等保護具について、従前からの船員災害防止大会における展示に加えて、生存講習会等においてもPRの場を設ける他、HP等を通じた新製品等の周知や相談体制を構築



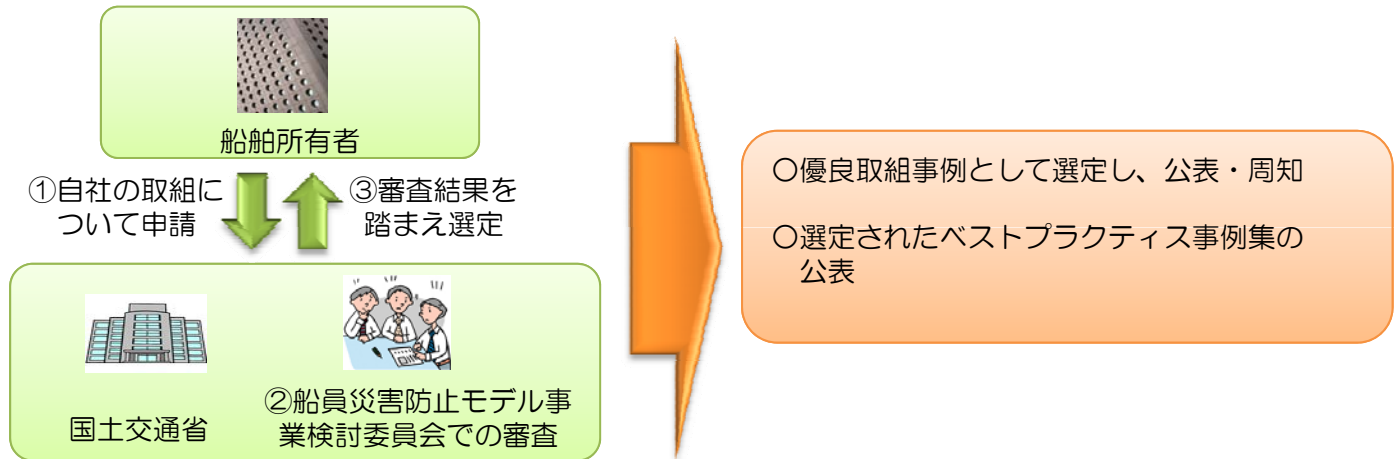
### ○船内向け自主改善活動（WIB）の取組推進

船内労働安全衛生マネジメント検討会において、短時間・少人数で船員の安全意識の向上に効果があるとされた、中小事業者向けのより簡易な「船内向け自主改善活動」（Work Improvement on Board ; WIB）※について普及促進に向けた取組や、WIBの取組について各地で指導を行う「WIB指導員」の養成を行う。

※ WIBとは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、船内の危険箇所等を認識し、対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの。（ILOの自主改善活動（WISE）の海上版）

## ○ベストプラクティスの選定等

災害発生状況等を基準とした従来の船員労働災害防止優良事業者の認定に加え、事業者における船員災害防止に係る具体的な活動や取組の内容を募集し、他社における模範となるような優良な取組について選定する制度を創設する。



## ○「目に、耳に訴える」分かりやすい講習、船員家族も参加できる講習

船員労働安全衛生月間等で実施している講演会・講習会等に、例えば、被災船員等による講演、事故ビデオ等による「目に、耳に訴える」講習等分かりやすく意識に残る内容を導入する。また、漁協婦人部等へも呼びかけて、各種行事に、家族も参加できる体制を整える。

## ○船員労働安全衛生月間の標語の見直し

現在、船員労働安全衛生月間の標語については事業者及び船員からの応募作品から選考しているため、「大人目線」での標語となっている。「家族（奥さんや子供）目線」の標語がより効果的との意見を踏まえ、平成25年度からは幅広く募集

※実施例：海洋少年団等の団体等を活用して小学・中学・高校生を対象とする等